

名古屋市富田工場設備更新事業
に係る環境影響評価準備書
(廃棄物処理施設の建設)

要 約 書

平成 26 年 9 月

名 古 屋 市

はじめに

名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、環境影響評価方法書に対する市長の意見等を考慮して選定した項目並びに調査、予測及び評価の手法により、対象事業に係る環境影響評価を行った結果をとりまとめたものであり、本要約書はその準備書を要約したものである。

事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称

1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市

〔代 表 者〕 名古屋市長 河村たかし

〔所 在 地〕 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕 名古屋市富田工場設備更新事業

〔種 類〕 廃棄物処理施設の建設（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設の設置）

富田工場設備更新事業について

現在稼働している名古屋市のごみ焼却施設は、南陽、猪子石、五条川及び鳴海の 4 工場であり、富田工場は平成 21 年 3 月から休止している。このうち南陽工場は他の工場の概ね 3 倍の処理能力を持つ施設であり、南陽工場を休止する際には、ごみ量の削減を前提としても、概ね 2 工場分の処理能力が不足することになる。そのため、新たな工場の建設とともに、休止中である富田工場の再稼働が必要となる。

富田工場を再稼働するにあたり、老朽化した設備を更新する必要があることから、本事業を実施するものである。

富田工場設備更新事業の概要

本事業は、富田工場の既存建屋を再利用した設備更新事業であり、既存設備の撤去及び新規設備の設置は建屋内で可能な限り作業を行う。建屋内への搬出入は、屋根の一部を開口するなどして行うこととしており、工事中の周辺環境への影響（騒音、振動、粉じん等）を極力抑えるよう計画している。

既存建屋を活用するため、設備更新後も工場棟等の基本的なレイアウトに変更は生じない。また、既存建屋を再利用することにより、地盤・地形、地下水、日照障害、電波障害、地域コミュニティへの影響や変化を回避することができる。

対象事業の内容

設備の概要を、既存施設と比較して以下の表のとおり計画している。

項 目	既存施設（設備更新前）	計画施設（設備更新後）																								
所 在 地	名古屋市中川区吉津四丁目 3208 番地	同左																								
地 域 ・ 地 区	準工業地域、準防火地域、絶対高 31m 高度地区、緑化地域	同左																								
建 物 構 造	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建 高さ 25.0m 管理棟 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 高さ 13.7m 煙 突 鉄筋コンクリート造 高さ 59.9m (外筒 1 本、内筒各炉 1 本)	同左																								
敷 地 面 積	約 25,000 m ²	同左																								
建 築 面 積	約 21,000 m ²	同左																								
処 理 対 象 ご み	可燃ごみ等	同左																								
設 備 規 模	450t／日（150t／日・炉×3 炉）	450t／日（150t／日・炉×3 炉）																								
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉（24 時間連続運転）	ストーカ式焼却炉（24 時間連続運転）																								
排ガス量（湿り） （1 炉あたり）	約 48,000m ³ _N /h【実測値】	約 50,000m ³ _N /h【計画値】																								
排 ガ ス 処 理	炉内噴霧（尿素水）、反応塔（消石灰スラリー）、煙道活性炭噴射、電気集じん器 ・排出ガス処理計画値（酸素濃度12%換算値） <table><tr><th>項 目</th><th>計画値</th></tr><tr><td>ばいじん</td><td>0.03 g/m³_N以下</td></tr><tr><td>窒素酸化物</td><td>70 ppm以下</td></tr><tr><td>硫黄酸化物</td><td>25 ppm以下</td></tr><tr><td>塩化水素</td><td>70 ppm以下</td></tr></table>	項 目	計画値	ばいじん	0.03 g/m ³ _N 以下	窒素酸化物	70 ppm以下	硫黄酸化物	25 ppm以下	塩化水素	70 ppm以下	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等を除去する。 ・排出ガス処理計画値（酸素濃度12%換算値） <table><tr><th>項 目</th><th>計画値</th></tr><tr><td>ばいじん</td><td>0.01 g/m³_N以下</td></tr><tr><td>窒素酸化物</td><td>25 ppm以下</td></tr><tr><td>硫黄酸化物</td><td>10 ppm以下</td></tr><tr><td>塩化水素</td><td>10 ppm以下</td></tr><tr><td>ダイオキシン類</td><td>0.05 ng-TEQ/m³_N以下</td></tr><tr><td>水 銀</td><td>0.03 mg/m³_N以下</td></tr></table>	項 目	計画値	ばいじん	0.01 g/m ³ _N 以下	窒素酸化物	25 ppm以下	硫黄酸化物	10 ppm以下	塩化水素	10 ppm以下	ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m ³ _N 以下	水 銀	0.03 mg/m ³ _N 以下
項 目	計画値																									
ばいじん	0.03 g/m ³ _N 以下																									
窒素酸化物	70 ppm以下																									
硫黄酸化物	25 ppm以下																									
塩化水素	70 ppm以下																									
項 目	計画値																									
ばいじん	0.01 g/m ³ _N 以下																									
窒素酸化物	25 ppm以下																									
硫黄酸化物	10 ppm以下																									
塩化水素	10 ppm以下																									
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m ³ _N 以下																									
水 銀	0.03 mg/m ³ _N 以下																									
排 水 計 画	凝集沈殿・回転円板式生物処理・凝集沈殿・ろ過・吸着・滅菌を行った後、再利用。一部は下水道放流	工場系排水及び生活系排水は、排水処理設備にて処理した後、計画施設内で極力再利用し、一部は下水道放流とする。																								
余 熱 利 用	蒸気タービン発電 6,000KW 温水プール、地域センター等への給電・給湯・冷暖房 工場内給湯・冷暖房	蒸気タービンによる発電（規模は未定）、温水プール、地域センター等への給電・給湯・冷暖房、工場内給湯・冷暖房に利用する。																								
緑 化 計 画	緑化率約 30%	現状の緑化率の維持に努める。																								
竣工・供用開始年	平成元年	平成 32 年予定																								

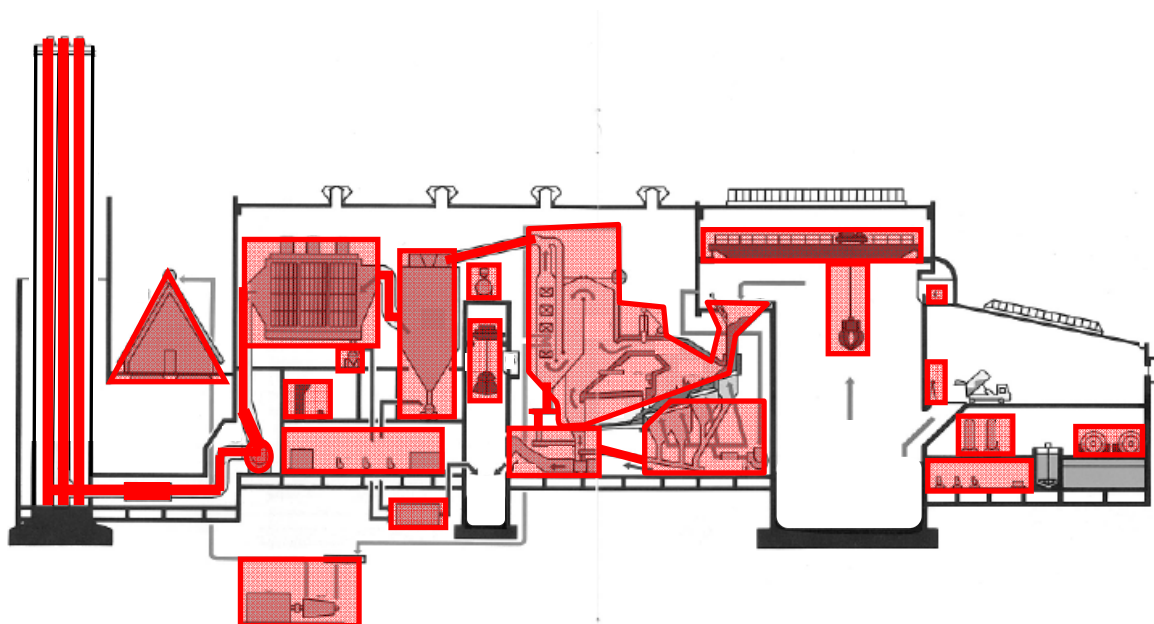
工事計画の概要

本事業は、富田工場の既存建屋を再利用した設備更新事業であり、①～④の流れで工事を計画している。

- ① 建屋内で古い設備のダイオキシン類を除去する。
- ② 屋根の一部を取り外す。
- ③ 古い設備を撤去する。建屋内で可能な限り解体し、解体時の騒音等を抑えるよう努める。
- ④ 新しい設備を設置し、その後に屋根を戻す。

撤去する設備は、焼却炉本体や煙道をはじめとする設備で、主なものは以下の図の赤枠で囲んだ設備である。

なお、工事において取り外す屋根（開口部）は分割し、撤去する設備の搬出又は設置する設備の搬入に必要な範囲のみを開口する計画としており、同時に屋根全体を開口することはない。



工事期間は、平成 27 年度から平成 32 年度（試運転期間を含む）を予定している。工事の工程は、以下の表に示すとおり計画している。

なお、工事は日曜日を除く、平日、土曜日及び祝日（法令等で規制される作業は除く。）を行う。

経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
工程					
解体撤去工事					
設備更新工事					

環境影響評価の項目

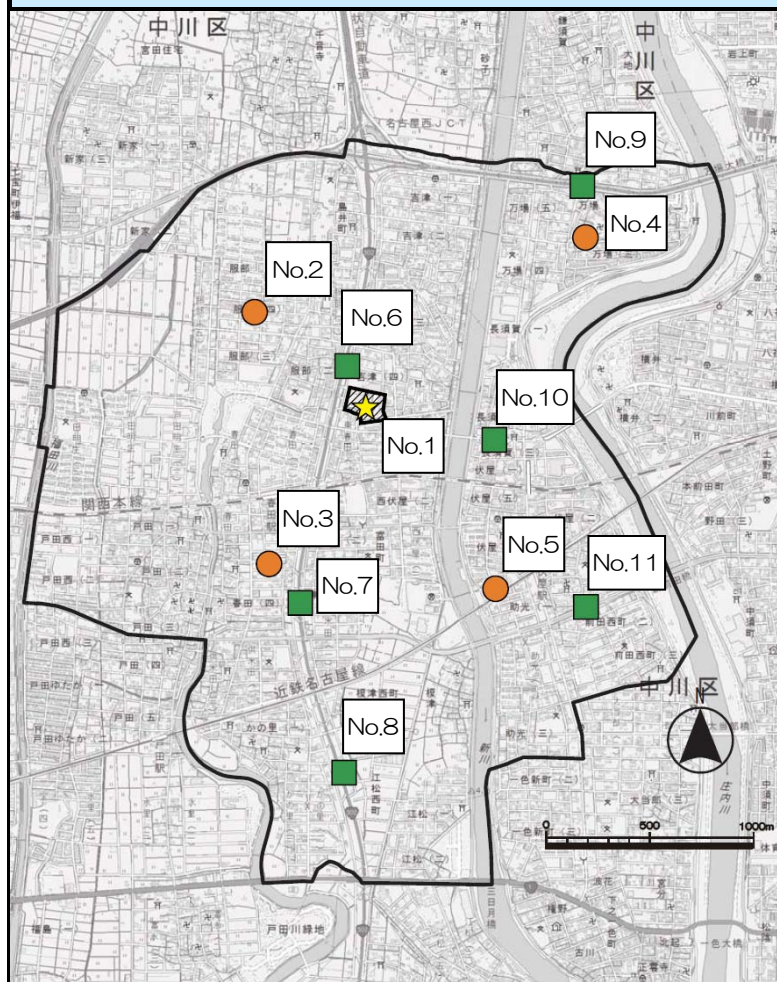
本事業で環境影響評価の対象とする環境要素として以下の 10 項目を選定した。選定した環境要素と影響要因の関連は、以下の表のとおりである。

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中					存在・供用時		
	細区分	既存設備の解体・撤去	外構工事	新規設備の設置	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
(1) 大気質	浮遊粒子状物質				○	○		○	○
	窒素酸化物				○	○		○	○
	二酸化硫黄							○	
	塩化水素							○	
	石綿	○							
	ダイオキシン類	○						○	
	水銀							○	
(2) 騒音	建設作業騒音				○				
	道路交通騒音					○			○
	施設の稼働に伴う騒音							○	
(3) 振動	建設作業振動				○				
	道路交通振動					○			○
	施設の稼働に伴う振動							○	
(4) 低周波音	施設の稼働に伴う低周波音							○	
(5) 悪臭	施設の稼働に伴う悪臭							○	
(6) 土壌	ダイオキシン類		○						
	特定有害物質		○						
(7) 廃棄物等	廃棄物等	○	○	○				○	
(8) 温室効果ガス等	二酸化炭素（温室効果ガス）	○	○	○	○	○		○	○
	オゾン層破壊物質	○							
(9) 安全性	交通安全					○			○
(10) 緑地等	緑地の状況						○		

現地調査・予測地点

以下の場所で大気質・騒音・振動等の調査を平成25年度（平成25年7月～平成26年3月）に実施した。

調査対象区域



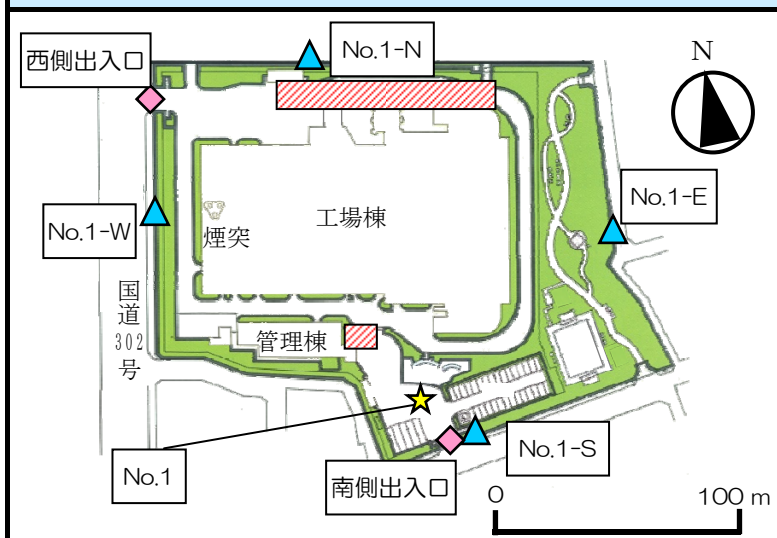
凡例

- ▨ : 富田工場
- : 一般環境調査（大気質）
- : 道路環境調査（大気質、騒音、振動、交通量）
- ★ : 一般環境調査（大気質）、上層気象調査
- : 調査対象区域

調査・予測地点一覧

No.	調査・予測地点位置
1	吉津四丁目（事業予定地）
2	服部四丁目（大縄公園）
3	春田三丁目（富田支所）
4	万場二丁目
5	伏屋四丁目（伏屋公園）
6	吉津四丁目
7	東春田三丁目
8	東かの里町
9	万場五丁目
10	長須賀二丁目
11	前田西町一丁目

富田工場敷地内及び敷地境界の調査地点



凡例

- ★ : 一般環境調査（大気質）、上層気象調査
- ▲ : 一般環境調査（騒音、振動、低周波音、悪臭）
- ▨ : 土壌調査
- ◆ : 歩行者数、自転車交通量調査

環境影響評価の結果

大 気 質

1 現地調査結果等

平成 25 年度の富田支所における最多風向は北北西であり、平均風速は 2.7m/s であった。
また、現地調査の結果は、以下の表のとおりであった。

二酸化窒素			単位：ppm			浮遊粒子状物質			単位：mg/m ³		
調査地点	期間平均値	1 時間値の最高値				調査地点	期間平均値	1 時間値の最高値			
No. 1	0.019	0.072				No. 1	0.036	0.179			
No. 2	0.016	0.064				No. 2	0.031	0.161			
No. 3	0.015	0.072				No. 3	0.022	0.138			
No. 4	0.019	0.069				No. 4	0.034	0.162			
No. 5	0.016	0.071				No. 5	0.029	0.148			
No. 6	0.025	0.071				No. 6	0.033	0.161			
No. 7	0.021	0.059				No. 7	0.031	0.179			
No. 8	0.021	0.079				No. 8	0.035	0.163			
No. 9	0.017	0.075				No. 9	0.032	0.126			
No. 10	0.020	0.070				No. 10	0.033	0.171			
No. 11	0.018	0.072				No. 11	0.033	0.142			

調査地点 No. 3（富田支所）では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の常時監視測定を行っているため、現地調査は行っていない。そのため、平成 25 年度（1 年間）の常時監視測定の結果を示している。なお、富田支所では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも環境基準の値及び環境目標値を達成している。

微小粒子状物質			単位：μg/m ³		
調査地点	期間平均値	1 時間値の最高値			
No. 1	23.5	104			

二酸化硫黄、塩化水素、水銀及びダイオキシン類

調査地点	二酸化硫黄		塩化水素	水銀	ダイオキシン類
	期間平均値	1 時間値の最高値	期間平均値	期間平均値	期間平均値
	ppm	ppm	ppm	μg/m ³	pg-TEQ/m ³
No. 1	0.006	0.018	0.002 未満	0.004 未満	0.029
No. 2	0.005	0.017	0.002 未満	0.004 未満	0.033
No. 3	0.004	0.012	0.002 未満	0.004 未満	0.036
No. 4	0.010	0.026	0.002 未満	0.004 未満	0.033
No. 5	0.005	0.017	0.002 未満	0.004 未満	0.029

2 工事中

(1) 既存設備の解体・撤去による石綿の飛散

ア 現地調査等の結果

建屋に係る部分については、飛散性石綿が使用されていないことが確認されたが、プラント部分について、一部で非飛散性石綿が使用されている可能性があることが確認された。

イ 予測結果及び評価

石綿の飛散による周辺環境への影響を防止するために、法令等に基づき適切な措置を講じる計画であることから、周辺環境への影響はないと判断する。

(2) 既存設備の解体・撤去によるダイオキシン類の飛散

ア 現地調査等の結果

付着物等のダイオキシン類調査の結果、煙突下部及び誘引通風機の付着物等については、3 ng-TEQ/g を超えており、特別管理産業廃棄物に該当するものであった。これらの付着物等は、建屋内に密閉されているため、周辺へ飛散することはない。

イ 予測結果及び評価

ダイオキシン類の飛散による周辺環境への影響を防止するために、法令等に基づき適切な措置を講じる計画であることから、周辺環境への影響はないと判断する。

(3) 建設機械の稼働による大気汚染

ア 予測結果

最大濃度出現地点（計画施設の南東側敷地境界付近）での予測結果は、以下の表のとおりである。

単位：ppm

項目	年平均値				日平均値の 年間 98% 値	環境基準・環境目標値
	寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	工事中濃度 ③=①+②	寄与率 (%) ①/③		
二酸化窒素	0.0058	0.015	0.021	27.6	0.040	環境基準:0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 環境目標値:0.04ppm 以下

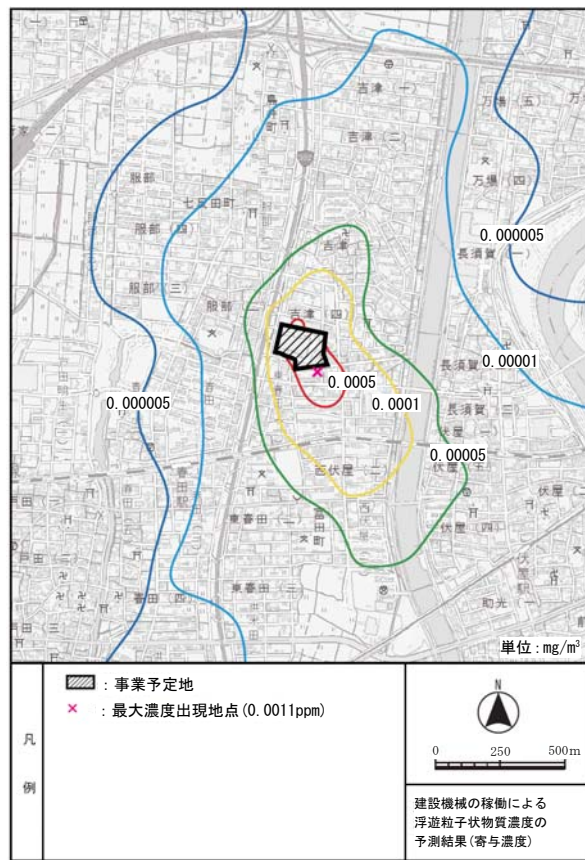
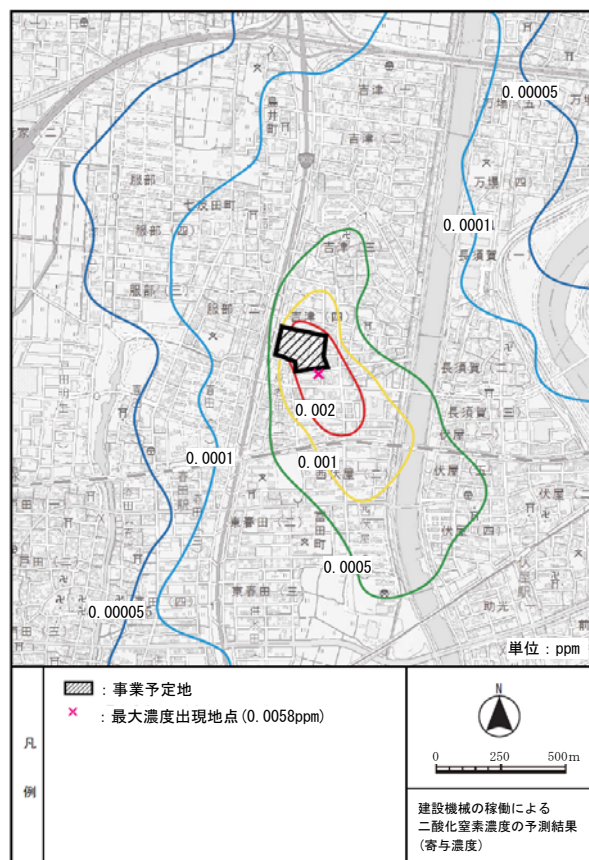
注) 環境基準及び環境目標値の評価は、「1 日平均値の低い方から 98%に相当する値 (98%値)」との比較により行う。

単位：mg/m³

項目	年平均値				日平均値の 2%除外値	環境基準・ 環境目標値
	寄与濃度	バックグラウンド濃度	工事中濃度	寄与率 (%)		
浮遊粒子状物質	0.0011	0.022	0.023	4.8	0.054	0.10mg/m ³ 以下

注) 環境基準及び環境目標値の評価は、「1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値 (2%除外値)」との比較により行う。

また、予測結果の図は以下のとおりである。



イ 主な環境保全措置

- ・導入可能な二次排出ガス対策型の建設機械を使用する。
- ・建設機械のアイドリング・ストップを徹底する。
- ・建設機械の点検・整備を徹底する。

ウ 評価

導入可能な二次排出ガス対策型建設機械を使用した場合、全て排出ガス未対策型を使用した場合と比較して、二酸化窒素濃度で約 44.2%、浮遊粒子状物質濃度で約 50.0%削減されることから、周辺の環境に及ぼす影響は低減されるものと判断する。

また、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度とも、環境基準の値及び環境目標値以下である。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

(4) 工事関係車両の走行による大気汚染

ア 予測結果

予測は、工事関係車両の走行ルートとなる No. 6～9 地点で行った。

予測結果は、以下の表のとおりである。

二酸化窒素

単位：ppm

予測地点	年平均値				日平均値の年間 98% 値	環境基準・環境目標値
	寄与濃度	バックグラウンド濃度	工事中濃度	寄与率 (%)		
No. 6	0.000003	0.025	0.025	0.01	0.042	環境基準:0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 環境目標値:0.04ppm 以下
No. 7	0.000003	0.021	0.021	0.01	0.036	
No. 8	0.000004	0.021	0.021	0.02	0.036	
No. 9	0.000004	0.017	0.017	0.02	0.030	

注) 環境基準及び環境目標値の評価は、「1 日平均値の低い方から 98% に相当する値 (98% 値)」との比較により行う。

浮遊粒子状物質

単位：mg/m³

予測地点	年平均値				日平均値の 2% 除外値	環境基準・環境目標値
	寄与濃度	バックグラウンド濃度	工事中濃度	寄与率 (%)		
No. 6	0.000003	0.033	0.033	0.01	0.049	0.10mg/m ³ 以下
No. 7	0.000002	0.031	0.031	0.01	0.046	
No. 8	0.000003	0.035	0.035	0.01	0.052	
No. 9	0.000002	0.032	0.032	0.01	0.048	

注) 環境基準及び環境目標値の評価は、「1 日平均値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値 (2% 除外値)」との比較により行う。

イ 主な環境保全措置

- ・工事関係車両のエコドライブを徹底する。
- ・工事関係車両の点検・整備を徹底する。

ウ 評価

予測結果によると、工事関係車両の走行による二酸化窒素濃度への寄与率は最大 0.02%、浮遊粒子状物質濃度への寄与率は 0.01% であることから、工事関係車両の走行に起因する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

また、二酸化窒素濃度は、環境基準の値を下回るものの、No. 6 で環境目標値を上回る。浮遊粒子状物質濃度は、環境基準の値及び環境目標値ともに下回る。

本事業の実施にあたっては、二酸化窒素濃度について環境目標値を上回る地点があることなどから、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

3 供用時

(1) 施設の稼働による大気汚染

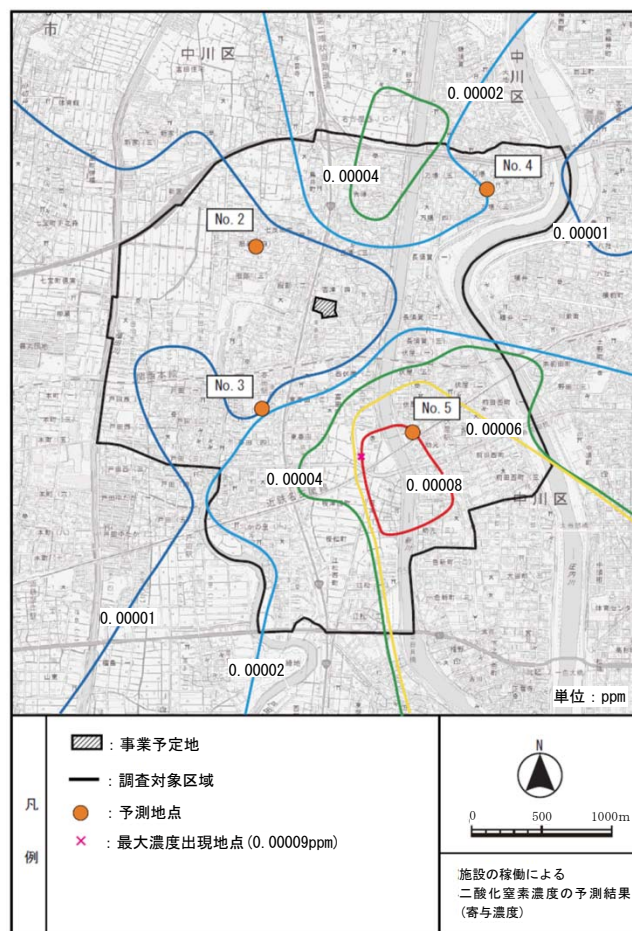
ア 予測結果

最大着地濃度出現地点（計画施設の南南東約 1,050mの地点）における予測濃度は、以下の表のとおりである。

項目	長期濃度（年平均値）		日平均値の 98%値 もしくは 2%除外値	環境基準等
	供用時濃度 （寄与濃度）	寄与率 （%）		
二酸化窒素 （ppm）	0.015 （0.00009）	0.60	0.033	0.04～0.06 又はそれ以下
浮遊粒子状物質 （mg/m ³ ）	0.022 （0.00005）	0.23	0.052	0.10 以下
二酸化硫黄 （ppm）	0.006 （0.00005）	0.82	0.012	0.04 以下
塩化水素 （ppm）	0.002 （0.00005）	2.38	—	0.02 以下
ダイオキシン類 （pg-TEQ/m ³ ）	0.032 （0.00025）	0.77	—	0.6 以下
水銀 （μg/m ³ ）	0.002 （0.00015）	6.25	—	0.04 以下

注）供用時濃度は、寄与濃度とバックグラウンド濃度を足し合わせた値を示す。

また、一例として、二酸化窒素の寄与濃度の予測結果の図を以下に示す。

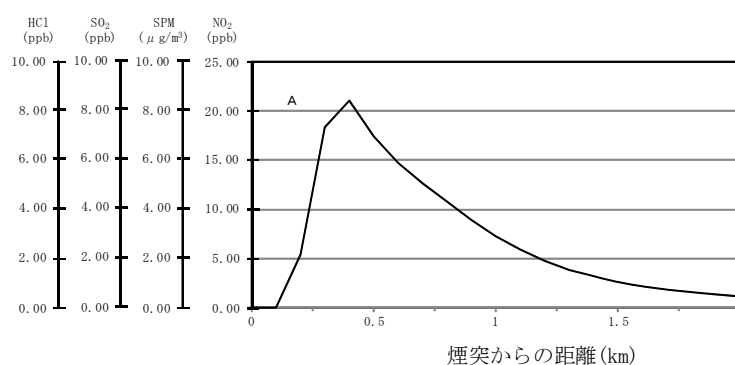


最大着地濃度出現地点における短期（1 時間値）濃度の予測結果のうち、それぞれの気象条件における最大値は、以下の表のとおりである。

項目	短期濃度（1 時間値）			
	大気不安定時	逆転層発生時	ダウンウォッシュ時	ダウンドラフト時
二酸化窒素 (ppm)	0.035 (0.0027)	0.053 (0.0213)	0.051 (0.00079)	0.051 (0.00085)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.082 (0.0011)	0.090 (0.0085)	0.090 (0.00032)	0.090 (0.00034)
二酸化硫黄 (ppm)	0.016 (0.0011)	0.024 (0.0085)	0.014 (0.00032)	0.014 (0.00034)
塩化水素 (ppm)	0.003 (0.0011)	0.011 (0.0085)	0.002 (0.00032)	0.002 (0.00034)

注) () 内の値は、寄与濃度を示す。

また、一例として、大気安定度 A の場合の逆転層発生時の寄与濃度の予測結果の図を以下に示す。



大気汚染物質ごとの年間排出量を既存施設と比較した結果は、以下の表のとおりである。

項 目	既存施設	計画施設	低減率(%)
窒素酸化物 (m ³ /年)	107,567	34,056	68.3
ばいじん (kg/年)	26,607	7,862	70.5
硫黄酸化物 (m ³ /年)	38,417	13,622	64.5
塩化水素 (m ³ /年)	107,567	13,622	87.3

イ 主な環境保全措置

- ・各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。
- ・ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。

ウ 評 価

予測結果から、施設の稼働に起因する大気汚染物質が周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

また、すべての項目について、環境基準の値及び環境目標値等を下回る。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

(2) 施設関連車両の走行による大気汚染

ア 予測結果

予測結果は、以下の表のとおりである。

二酸化窒素					単位：ppm
予測地点	年平均値			日平均値の 年間 98% 値	環境基準・ 環境目標値
	寄与濃度	供用時 濃度	寄与率 (%)		
No. 6	0.000002	0.025	0.01	0.042	環境基準： 0.04～0.06 のゾーン 内又はそれ以下 環境目標値： 0.04 以下
No. 7	0.000003	0.021	0.01	0.036	
No. 8	0.000003	0.021	0.01	0.036	
No. 9	0.000011	0.017	0.06	0.030	
No. 10	0.000002	0.020	0.01	0.035	
No. 11	0.000006	0.018	0.03	0.032	

浮遊粒子状物質					単位：mg/m ³
予測地点	年平均値			日平均値の 2%除外値	環境基準・ 環境目標値
	寄与濃度	供用時 濃度	寄与率 (%)		
No. 6	0.000001	0.033	0.00	0.049	0.10 以下
No. 7	0.000002	0.031	0.00	0.046	
No. 8	0.000001	0.035	0.00	0.052	
No. 9	0.000003	0.032	0.01	0.048	
No. 10	0.000001	0.033	0.00	0.049	
No. 11	0.000002	0.033	0.01	0.049	

イ 主な環境保全措置

- ・施設関連車両のエコドライブを徹底する。
- ・施設関連車両の点検・整備を徹底する。

ウ 評価

予測結果によると、施設関連車両の走行による二酸化窒素濃度への寄与率は最大 0.06%、浮遊粒子状物質濃度への寄与率は最大 0.01%であることから、施設関連車両の走行に起因する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

また、二酸化窒素濃度は、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る地点がある。浮遊粒子状物質濃度は、環境基準の値及び環境目標値ともに下回る。

本事業の実施にあたっては、二酸化窒素濃度について環境目標値を上回る地点があることなどから、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

騒 音

1 現地調査結果

平日の事業予定地敷地境界における現地調査の結果は、以下の表のとおりである。

単位：dB

調査地点	時間率騒音レベル(L_{A5})			
	朝	昼間	夕	夜間
No. 1-N	58	58	57	54
No. 1-E	55	60	50	46
No. 1-S	55	58	55	48
No. 1-W	67	67	66	61

注) 朝は6～8時、昼間は8～19時、夕は19～22時、夜間は22～翌6時を示す。

事業予定地周辺道路の沿道における現地調査の結果は、以下の表のとおりである。

単位：dB

調査地点	等価騒音レベル(L_{Aeq})			環境基準
	平 日	土曜日	祝 日	
No. 6	65	63	63	70 以下
No. 7	63	61	61	
No. 8	61	59	59	
No. 9	70	67	67	
No. 10	67	66	66	65 以下
No. 11	68	67	66	70 以下

注) 昼間 (6～22 時) の結果を示す。

2 工事中

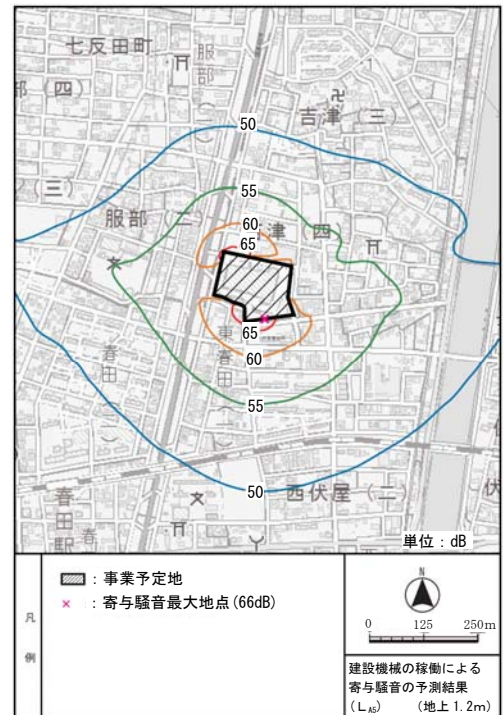
(1) 建設機械の稼働による騒音

ア 予測結果

予測結果は、以下の表及び右の図のとおりである。

単位：dB

予測地点	時間率騒音レベル(L _{A5})			規制基準
	寄与騒音レベル	現況騒音レベル	工事中騒音レベル	
No. 1-N	61	58	63	85
No. 1-E	51	60	61	
No. 1-S	66	58	66	
No. 1-W	47	67	67	



イ 主な環境保全措置

- ・導入可能な低騒音型の建設機械を使用する。
- ・建設機械の点検・整備を徹底する。
- ・工事の実施にあたっては、丁寧な作業に努める。

ウ 評価

導入可能な低騒音型の建設機械を使用した場合には、全て低騒音型ではない場合と比較して、敷地境界では最大 5dB 低くなることから、周辺の環境に及ぼす影響は低減されるものと判断する。

また、建設機械の稼働による騒音レベルは、規制基準値を下回る。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

(2) 工事関係車両の走行による騒音

ア 予測結果

予測は、工事関係車両の走行ルートとなる No. 6～9 地点で行った。

工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる設備更新工事中の工事着工後 43 ヶ月目における予測結果は、以下の表のとおりである。

単位：dB

予測断面 No.	時間 区分	現況 騒音レベル	工事中 騒音レベル	増加分	環境基準
6	昼間 (6～22 時)	65	65	0	70 以下
7		63	63	0	
8		61	61	0	
9		70	70	0	

注) 1: 「増加分」は、現況騒音レベルから工事中騒音レベルへの増加量を示した。

2: No. 9 の予測については、東向き車線には工事車両が走行しないことから、南側道路境界を予測地点とし、現況騒音レベルは調査地点での測定値を用いた。

イ 主な環境保全措置

- ・工事関係車両のアイドリング・ストップを徹底する。
- ・工事関係車両の点検・整備を徹底する。

ウ 評価

予測結果によると、工事関係車両の走行による騒音レベルの増加分は、全予測地点で 0dB であることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

また、すべての地点で環境基準の値以下であった。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

3 供用時

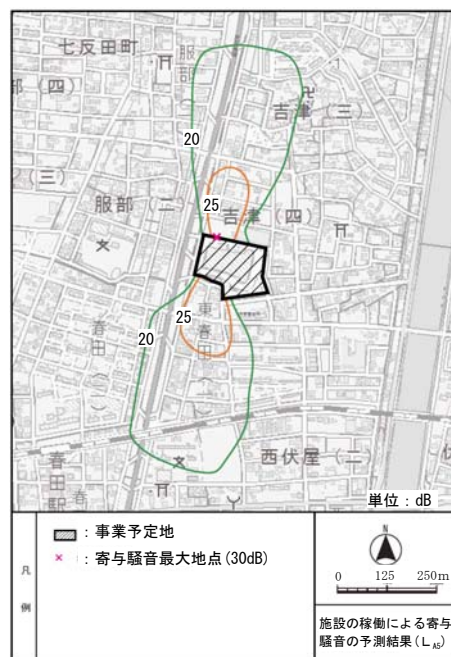
(1) 施設の稼働による騒音

ア 予測結果

施設の稼働による騒音レベルの予測結果は以下の表及び図のとおりである。

単位：dB

予測地点	時間区分	寄与騒音レベル	現況騒音レベル	供用時騒音レベル	規制基準
1-N	朝	30	58	58	60
	昼間	30	58	58	65
	夕	30	57	57	60
	夜間	30	54	54	50
1-E	朝	7	55	55	60
	昼間	7	60	60	65
	夕	7	50	50	60
	夜間	7	46	46	50
1-S	朝	19	55	55	60
	昼間	19	58	58	65
	夕	19	55	55	60
	夜間	19	48	48	50
1-W	朝	7	67	67	60
	昼間	7	67	67	65
	夕	7	66	66	60
	夜間	7	61	61	50



注) 時間区分の朝は 6～8 時、昼間は 8～19 時、夕は 19～22 時、夜間は 22～翌 6 時を示す。

イ 主な環境保全措置

- ・各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。
- ・必要に応じて消音器の設置や回転数の制御を行う。

ウ 評 価

予測結果によると、施設の稼働による騒音レベルは、全地点で現況騒音レベルと同じであることから、周辺的环境に及ぼす影響は小さいと判断する。

また、特定施設等を設置する工場等の騒音の規制基準値を現況で上回る地点を除き、全て規制基準値を下回る。

本事業の実施にあたっては、規制基準値を上回る地点があることから、環境保全措置を講ずることにより、周辺的环境に及ぼす影響の低減に努める。

(2) 施設関連車両の走行による騒音

ア 予測結果

施設関連車両の走行による騒音レベルの予測結果は以下の表のとおり、現地調査の結果（No. 6、7、8 地点では、施設関連車両が走行しない場合の予測計算値）と同じであった。

単位：dB

予測断面 No.	時間 区分	バックグラウンド 騒音レベル	供用時 騒音レベル	増 加 分	環境基準
6	昼間 (6～22 時)	57	57	0	70 以下
7		56	56	0	
8		56	56	0	
9		70	70	0	
10		67	67	0	65 以下
11		68	68	0	70 以下

注) 「増加分」は、バックグラウンド騒音レベルから供用時騒音レベルへの増加量を示した。

イ 主な環境保全措置

- ・施設関連車両のアイドリング・ストップを徹底する。
- ・施設関連車両の点検・整備を徹底する。

ウ 評 価

予測結果によると、施設関連車両の走行による騒音レベルの増加分は、全予測地点で0dBであることから、周辺的环境に及ぼす影響は小さいと判断する。

また、施設関連車両の走行による騒音レベルは、現況で環境基準の値を上回るNo. 10を除き、全て環境基準の値以下であった。

本事業の実施にあたっては、環境基準の値を上回る地点があることから、環境保全措置を講ずることにより、周辺的环境に及ぼす影響の低減に努める。

振 動

1 現地調査結果

事業予定地敷地境界における現地調査の結果は、以下の表のとおりであった。

単位：dB

調査地点	時間区分	振動レベル(L ₁₀)		
		平 日	土曜日	祝 日
No. 1-N	昼間	31	30 未満	30 未満
	夜間	30	30 未満	30 未満
No. 1-E	昼間	30	30 未満	30 未満
	夜間	30 未満	30 未満	30 未満
No. 1-S	昼間	38	38	38
	夜間	34	33	32
No. 1-W	昼間	42	40	40
	夜間	36	35	36

注) 時間区分の昼間は 7～20 時、夜間は 20 時～翌 7 時を示す。

事業予定地周辺道路の沿道における現地調査の結果は、以下の表のとおりであった。

単位：dB

調査地点	時間区分	振動レベル(L ₁₀)			要請限度
		平 日	土曜日	祝 日	
No. 6	昼間	39	35	34	70
	夜間	34	31	31	65
No. 7	昼間	46	43	42	65
	夜間	41	36	36	60
No. 8	昼間	44	41	40	65
	夜間	38	34	34	60
No. 9	昼間	44	41	41	65
	夜間	37	36	35	60
No. 10	昼間	36	37	36	70
	夜間	31	31	32	65
No. 11	昼間	40	39	38	65
	夜間	33	33	32	60

注) 1: 時間区分の昼間は 7～20 時、夜間は 20 時～翌 7 時を示す。

2: 要請限度とは、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準をいう。

2 工事中

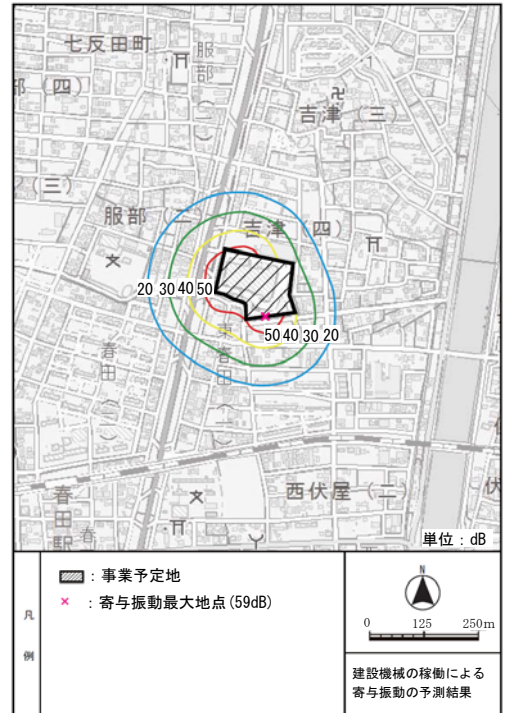
(1) 建設機械の稼働による振動

ア 予測結果

予測結果は、以下の表及び右の図のとおりである。

単位：dB

予測地点	振動レベル(L ₁₀)			規制基準
	寄与振動レベル	現況振動レベル	工事中振動レベル	
No. 1-N	55	31	55	75
No. 1-E	42	30	42	
No. 1-S	59	38	59	
No. 1-W	48	42	49	



イ 主な環境保全措置

- ・建設機械の点検・整備を徹底する。
- ・工事の実施にあたっては、丁寧な作業に努める。

ウ 評価

予測結果によると、建設機械の稼働による振動レベルは最大で 59dB となり、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つの閾値 55dB を上回るが、その範囲は事業予定地敷地境界直近に限られることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

(2) 工事関係車両の走行による振動

ア 予測結果

予測は、工事関係車両の走行ルートとなる No. 6～9 地点で行った。

工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる設備更新工事中の工事着工後 26 ヶ月目における予測結果は次ページの表のとおりである。

イ 主な環境保全措置

- ・工事関係車両については、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・工事関係車両の点検・整備を徹底する。

ウ 評価

予測結果によると、工事関係車両の走行による振動レベルの増加分は、全予測地点で 0dB であった。

また、工事関係車両の走行による振動レベルは、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値 55dB を下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

単位：dB

予測地点 No.	時間 区分	現況 振動レベル	工事中 振動レベル	増加分	要請限度
6	昼間	39	39	0	70
	夜間	34	34	0	65
7	昼間	46	46	0	65
	夜間	41	41	0	60
8	昼間	44	44	0	65
	夜間	38	38	0	60
9	昼間	44	44	0	65
	夜間	37	37	0	60

注) 1:「増加分」は、現況振動レベルから工事中振動レベルへの増加量を示した。

2:時間区分の昼間は7～20時、夜間は20時～翌7時を示す。

3:No. 9 の予測については、東向き車線には工事関係車両が走行しないことから、南側道路境界を予測地点とし、現況振動レベルは調査地点での測定値を用いた。

4:要請限度とは、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準をいう。

3 供用時

(1) 施設の稼働による振動

ア 予測結果

予測結果は、以下の表及び右の図のとおりである。

単位：dB

予測 地点	時間 区分	振動レベル(L ₁₀)			規制 基準
		寄与 振動レベル	現況 振動レベル	供用時 振動レベル	
No. 1-N	昼間	54	31	54	65
	夜間		30	54	60
No. 1-E	昼間	39	30	39	65
	夜間		30 未満	39	60
No. 1-S	昼間	37	38	41	65
	夜間		34	39	60
No. 1-W	昼間	50	42	51	65
	夜間		36	50	60

注) 時間区分の昼間は7～20時、夜間は20～翌7時を示す。



イ 主な環境保全措置

- ・振動の大きい機器等は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。
- ・各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

ウ 評価

予測結果によると、施設の稼働による振動レベルは最大で54dBであり、規制基準値及び一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値55dBを下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

(2) 施設関連車両の走行による振動

ア 予測結果

施設関連車両の走行による振動レベル（ L_{10} ）の予測結果は以下の表のとおり、昼間、夜間ともにいずれの地点とも現地調査の結果（No. 6、7、8 地点では、施設関連車両が走行しない場合の予測計算値）と同じであった。

単位：dB

予測断面 No.	時間 区分	バックグラウンド 振動レベル	供用時 振動レベル	増加分	要請限度
6	昼間	52	52	0	70
	夜間	50	50	0	65
7	昼間	51	51	0	65
	夜間	49	49	0	60
8	昼間	52	52	0	65
	夜間	50	50	0	60
9	昼間	44	44	0	65
	夜間	37	37	0	60
10	昼間	36	36	0	70
	夜間	31	31	0	65
11	昼間	40	40	0	65
	夜間	33	33	0	60

注) 1:「増加分」は、バックグラウンド振動レベルから供用時振動レベルへの増加量を示した。

2:時間区分の昼間は7～20時、夜間は20時～翌7時を示す。

3:要請限度とは、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準をいう。

イ 主な環境保全措置

- ・施設関連車両については、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・施設関連車両の点検・整備を徹底する。

ウ 評価

予測結果によると、施設関連車両の走行による振動レベルの増加分は、全予測地点で0dBであった。

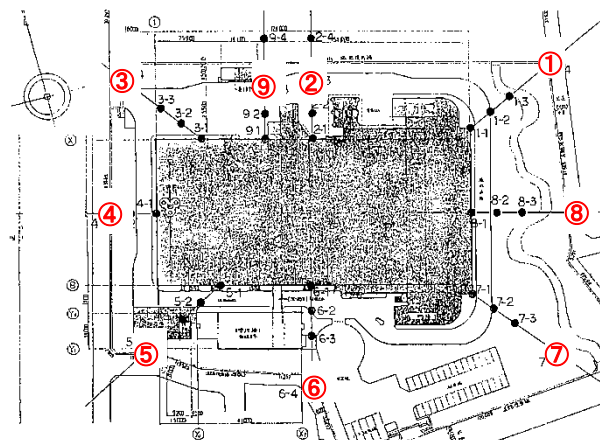
また、施設関連車両の走行による振動レベルは、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値55dBを下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

低 周 波 音

(1) 予測結果

既存施設での調査結果から、敷地境界付近（右図の赤丸で記した地点）でのG特性音圧レベル（ $L_{G_{eq}}$ ）の予測結果は、以下の表のとおりであり、最大で80dBとなった。



単位：dB

予測地点	既存資料調査における調査地点									参照値
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
敷地境界	71	80	74	76	76	74	72	70	77	92

この中で最大値となった②地点での1/3オクターブバンド音圧レベルに係る予測結果は、以下の表のとおりである。

単位：dB

予測地点	1/3 オクターブバンド音圧レベル中心周波数（Hz）										
	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
敷地境界（上図②）	65	64	66	66	63	65	68	65	65	62	60
物的苦情に係る参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

(2) 主な環境保全措置

- ・振動の大きい機器は、防振ゴムの設置や独立基礎上に設置する。
- ・施設機器の運転管理において低周波音の発生の低減に努めるとともに、各設備の点検・整備を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

(3) 評 価

予測結果によると、G特性音圧レベルの最大値は80dBとなり、心身に係る苦情に関する参照値92dBを下回る。

また、1/3オクターブバンド音圧レベルの各周波数における予測結果では、すべての周波数で物的苦情に関する参照値を下回ることから、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

悪 臭

1 既存施設での調査結果

既存施設での悪臭調査結果は、以下の表のとおりであった。

項 目	調査結果	規制基準等
臭気指数	<10	13
アンモニア	<0.1	1
メチルメルカプタン	<0.0001	0.002
硫化水素	<0.0005	0.02
硫化メチル	<0.0001	0.01
二硫化メチル	<0.0003	0.009
トリメチルアミン	<0.0001	0.005
アセトアルデヒド	<0.002	0.05
プロピオンアルデヒド	<0.002	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	0.009
イソブチルアルデヒド	<0.0009	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	<0.002	0.009
イソバレルアルデヒド	<0.0005	0.003
イソブタノール	<0.01	0.9
酢酸エチル	<0.3	3
メチルイソブチルケトン	<0.2	1
トルエン	<0.9	10
スチレン	<0.03	0.4
キシレン	<0.1	1
プロピオン酸	<0.005	0.03
ノルマル酪酸	<0.0002	0.001
ノルマル吉草酸	<0.0002	0.0009
イソ吉草酸	<0.0002	0.001

注) 1:測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値に「<」を付して示す。

2:単位は、臭気指数を除き ppm である。

2 供用時

(1) 予測結果

計画施設の供用時には、既存施設と同様の悪臭防止対策を講じることから、既存施設での悪臭調査結果と同等の状況になると考えられる。

既存施設での悪臭調査結果では、臭気指数及び特定悪臭物質濃度は規制基準等を下回ることから、計画施設においても規制基準等を下回ると予測される。

(2) 主な環境保全措置

- ・各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

(3) 評 価

予測結果によると、計画施設における臭気指数及び特定悪臭物質濃度は規制基準等を下回ることから、施設からの臭気の漏えいによる周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

土 壌

1 現地調査結果

掘削予定範囲における土壌調査の結果は、ダイオキシン類、特定有害物質（重金属類）とも基準値を下回っている。

2 工事中

(1) 予測結果

現地調査の結果、掘削予定範囲において土壌汚染は確認されなかったため、事業予定地及びその周辺への汚染土壌の飛散はないものと判断する。

(2) 主な環境保全措置

- ・ 現地調査範囲以外で土壌の掘削を行う場合は、掘削範囲について事前に調査を行い、土壌汚染の有無を確認した上で、適切な対応を実施する。
- ・ 掘削した土壌は場内での埋め戻しに利用する等により、可能な限り搬出しない計画とする。

(3) 評 価

掘削予定範囲において土壌汚染は確認されなかったため、汚染土壌の飛散はないと予測されることから、周辺の環境に及ぼす影響はないものと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

廃棄物等

1 工事中

(1) 工事の実施による廃棄物等

ア 予測結果

建設系の廃棄物等の種類、発生量及び処理方法の予測結果は、以下の表のとおりである。

石綿及びダイオキシン類除去作業では、非飛散性石綿やダイオキシン類が含まれた特別管理産業廃棄物が発生することから、既存設備の解体撤去時には、必要に応じて詳細に調査したうえで、適切に処理する計画である。

工事の実施による廃棄物の再資源化率の予測結果は約 83.1%となる。

なお、表のほか、残土を 71.0m³ 搬出し再資源化する計画である。

単位：t

種 類	廃棄物等 発生量	処理方法
コンクリートがら	229.6	再資源化
木くず	117.0	再資源化
金属くず	4,151.4	再資源化
ガラスくず及び陶磁器くず	117.8	埋立処分
廃プラスチック類	77.8	埋立処分
混合廃棄物	413.9	埋立処分
アスファルトコンクリートがら	511.3	再資源化
耐火物	396.3	埋立処分
処理困難物	16.4	埋立処分
合 計	6,031.5	

イ 主な環境保全措置

- ・最新のリサイクル技術の情報収集に努め、可能な限り再資源化を図る。
- ・梱包材料等の簡素化や再利用可能なものとする等により、廃棄物の発生抑制に努める。

ウ 評 価

予測結果によると、廃棄物の発生量の約 83.1%の再資源化が図られ、また、石綿及びダイオキシン類付着物を含む廃棄物は、関係法令等に基づき適切に処理することから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、廃棄物等による周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

2 供用時

(1) 施設の稼働による廃棄物等

ア 予測結果

施設の稼働に伴い発生する廃棄物等は焼却灰及び飛灰、汚泥である。その発生量は年間約 1.7 万 t で、埋立処分する。

イ 主な環境保全措置

- ・ 廃棄物等はそれぞれ保管し、適宜分析を行うことにより、性状を把握する。処理にあたっては、関係法令等を遵守して、適正に行う。
- ・ 民間灰資源化事業者の活用や最新のリサイクル技術の情報収集に努め、再資源化を図る。

ウ 評 価

焼却灰等は埋立処分を行う予定であるが、関係法令等に基づき適正に処理することから、廃棄物等による周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、廃棄物等による周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。

温室効果ガス等

1 工事中の温室効果ガス

(1) 予測結果

予測結果は、以下の表のとおりである。

単位：t-CO₂

区 分	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)
建設機械の稼働	2,118
建設資材の使用	729
建設資材等の運搬	1,337
廃棄物の発生	242
合 計	4,426

(2) 主な環境保全措置

- ・建設機械や工事関係車両は、アイドリング・ストップを徹底する。
- ・工事に伴い発生する廃棄物については、分別回収、再資源化及び減量化に努める。

(3) 評 価

予測結果によると、工事中に発生する温室効果ガス排出量は、4,426t-CO₂ であり、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量が最も多くを占めている。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、温室効果ガス排出量の低減に努める。

2 存在・供用時の温室効果ガス

(1) 予測結果

予測結果は、以下の表のとおりである。

単位：t-CO₂/年

区 分	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)
施設の稼働による発生量	21,003
施設関連車両の発生・集中による発生量	4
緑化・植栽による吸収・固定量	▲135
ごみ焼却発電などによる削減量	▲10,132
合 計	10,740

(2) 主な環境保全措置

- ・省エネルギー型の機器の採用等、エネルギーの有効利用に努める。
- ・廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努め、施設で利用するとともに、余剰電力は電力会社に売電することで有効利用を図る。
- ・再生可能エネルギーを積極的に導入する。
- ・緑地等の適切な維持管理を行う。

(3) 評 価

予測結果によると、施設の供用等に伴う二酸化炭素排出量は、ごみ焼却発電等により 48.9% 低減される。一方、ごみに含まれるプラスチック含有量が増えたこと等により、既存施設に比べ、合計では 63.5% の増加となる。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、温室効果ガス排出量の低減に努める。

3 オゾン層破壊物質

(1) 既存施設の調査結果

既存施設での調査によると、空調設備の冷媒として、代替フロンであるハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を約 216kg 使用していたが、平成 21 年 3 月に全て回収し、適切に処理されたことを確認した。

(2) 予測結果及び評価

既存施設で使用されていたフロン類は既に回収され、適切に処理されており、フロン類の大气への放出はないと考えられることから、フロン類の影響はないと判断する。

安 全 性

1 現地調査の結果

計画施設の出入口前が通学路となっている小・中学校はない。

また、事業予定地周辺の通学路及び主要な道路には、歩道等の安全施設が設けられている。

2 工事中

(1) 予測結果

工事関係車両の走行ルートにおける発生集中交通量（増加交通量）は 75 台/16 時間となり、増加率は 0.5～0.7%となる。

また、工事関係車両が出入りする、西側出入口での工事関係車両と歩行者及び自転車との交錯状況は、以下の表のとおりである。

区分	16 時間	ピーク時
工事関係車両	150 台/16 時間	24 台/時
歩行者	204 人/16 時間	41 人/時
自転車	294 台/16 時間	61 台/時

(2) 主な環境保全措置

- ・工事関係車両出入口付近では、工事関係車両の徐行及び一時停止を徹底させ、歩行者及び自転車の安全性に対して特に注意を払う。
- ・工事関係車両の走行については、安全運転を徹底させる。

(3) 評 価

主な走行ルートである国道 302 号には緩衝帯が設けられ歩車道分離がなされていること、主要道路との交差する位置には信号機や横断歩道が整備されていることから、工事関係車両の走行による安全性への影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。

3 供用時

(1) 予測結果

施設関連車両の走行ルートにおける発生集中交通量（増加交通量）は、予測地点によって 182～354 台/16 時間となり、増加率は 1.0～1.4%となる。

また、施設関連車両が出入りする西側出入口での施設関連車両と歩行者及び自転車との交錯状況は、以下の表のとおりである。

区分	16 時間	ピーク時
施設関連車両	686 台/16 時間	122 台/時
歩行者	204 人/16 時間	41 人/時
自転車	294 台/16 時間	61 台/時

(2) 主な環境保全措置

- ・ 出入口付近における安全性を高めるため、安全のための設備を配置し、歩行者等の通行の安全を確保する。
- ・ 施設関連車両の走行については、安全運転を徹底させる。

(3) 評 価

施設関連車両の走行ルートは、緩衝帯やマウントアップ等により歩車道分離がなされていること、主要道路との交差する位置には信号機や横断歩道が整備されていること、事業予定地出入口においては信号が設置されていることから、施設関連車両の走行による安全性への影響は小さいと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。

緑 地 等

1 現地調査の結果

事業予定地内における緑地の状況は、緑化面積は約 7,700m²、緑化率（事業予定地敷地面積に対する緑化面積の割合）は約 31%であった。

2 供用時

(1) 予測結果

事業予定地における緑地等は、現況の緑地等を生かし、さらに南側駐車場等への緑化等を施すことにより、緑化面積は約 600m²増加し、緑化率は約 34%となる。



(2) 主な環境保全措置

- ・緑地等の適切な維持・管理を行う。
- ・新たな緑地設置にあたっては、現況緑地等を考慮した樹種等を選定する。

(3) 評 価

予測結果によると、事業予定地内の緑化率は現況の緑化率及び「緑のまちづくり条例」に基づく緑化率の規制値 20%を上回ることから、現在の緑地環境の維持がなされるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。

また、工場東側の緑地については、市民の利用に供することにより、地域との調和を図る。

対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境影響評価を行った各環境要素については、各種の環境保全措置の実施により、環境への影響を低減するよう努めることとしている。

また、これらの環境保全措置の実施により、関連する環境要素への改善が期待でき、総合的にみた場合においても、本事業の実施による影響は、低減が図られているものと判断する。

事後調査

環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的として、以下の表のとおり、事後調査を実施する。

工事中においては工事期間のうち、環境への負荷が最大となる時期を対象として実施することを基本とし、また、供用後については、施設が定常稼働となった時点から 1 年間を対象とする。

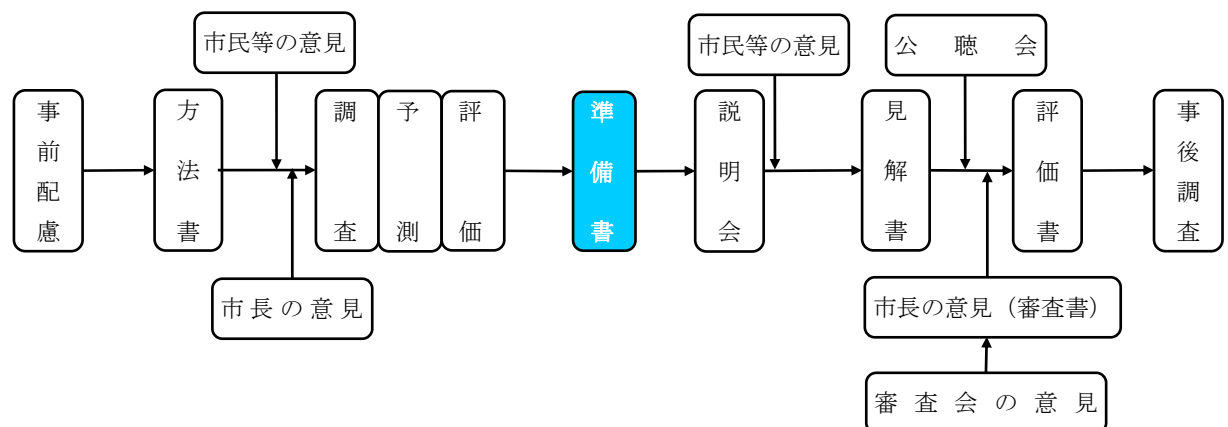
なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて追加的に調査を行う。

工事中	・ 既存設備の解体・撤去によるダイオキシン類の飛散 ・ 建設機械の稼働による大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、騒音及び振動 ・ 工事関係車両の走行による大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、騒音及び振動 ・ 工事の実施による廃棄物等の種類、量及び再資源化量 ・ 工事中の温室効果ガスに係る環境保全措置の実施状況 ・ 工事関係車両の走行が及ぼす安全性への影響及び環境保全措置の実施状況
供用開始後	・ 施設の稼働による大気汚染（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀）、騒音、振動、低周波音及び悪臭 ・ 施設の稼働時のばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀） ・ 施設関連車両の走行による大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、騒音及び振動 ・ 施設の稼働による廃棄物等の種類、量及び再資源化量 ・ 供用時の温室効果ガスの発生量及び吸収・固定量 ・ 施設関連車両の走行が及ぼす安全性への影響及び環境保全措置の実施状況 ・ 緑地等の位置、樹種、緑化面積及び緑化率

注) 全調査事項について、市民等から苦情等があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。

環境影響評価の手続きについて

環境影響評価制度とは、大規模な事業を行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合、事業の実施が環境に及ぼす影響について総合的に評価する制度である。その手続きの流れは以下の図に示すとおりである。なお、現在は準備書を提出した段階である。



※「名古屋市環境影響評価条例」の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されているが、経過措置により、本件においては、計画段階配慮の手続きは適用されない。

方法書に対する市民等の意見数及び市長の意見（方法意見書）数は、以下の表のとおりである。

事 項	意見の項目	意見数
方法書に対する 市民等の意見 【提出件数:2 件】	対象事業の名称、目的及び内容	10
	事前配慮の内容	8
	事業予定地及びその周辺地域の概況	18
	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	9
	評価の手法	8
市長の意見 (方法意見書)	事業の目的及び内容に関する事項	5
	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項	8
	その他	2

環境影響評価業務委託先

〔名 称〕株式会社日建技術コンサルタント 名古屋支社

〔代 表 者〕支社長 松井章悦

〔所 在 地〕名古屋市中区丸の内三丁目 14 番 32 号

以下のページの図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を使用したものである。

p. 5、8、10、14、15、18、19

本書は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。